

佐久市議会における議員報酬改定の経過

令和5年9月28日現在

1 平成17年合併時の議員報酬月額

職名	月額	適用年月日
議長	461,000円	平成17年4月1日
副議長	383,000円	〃
議員	349,000円	〃

平成17年4月1日、4市町村（旧佐久市・旧臼田町・旧浅科村・旧望月町）による合併が行われ、新佐久市が誕生した。合併前4市町村の議員報酬はそれぞれ異なっていたため、合併協議会において議員報酬額の取扱いについて協議が行われ、調整の結果、上記表のとおり決定した。なお、当分の間、報酬額の抑制措置を行うこととされ、議長は報酬月額の5%、副議長は4%、議員は3%それぞれ減額することを、合併後の新市議会で協議するよう申し送られた。また、速やかに特別職報酬等審議会において報酬額の協議を行うこととされた。

合併後、平成17年7月1日から平成21年4月23日までの間、佐久市特別職の職員等の給与の特例に関する条例により、合併協議会で協議された抑制措置（減額率に相当する額の減額）が行われた。

2 令和6年4月1日施行の議員報酬月額

職名	月額	適用年月日
議長	494,000円	令和6年4月1日
副議長	435,000円	〃
議員	405,000円	〃

平成17年の合併以降、平成22年度、平成29年度に報酬等審議会が開催されたが、議員報酬は据置きとなっていた。その一方で、全国の地方議会では無投票当選や欠員が発生し、議員のなり手不足が大きな課題となっていた。市議会では平成30年8月10日に検討会議を立ち上げ、議員報酬等をテーマに、議員間討議や市民との意見交換会等を行い、議論を重ねてきた。

その結果、議員報酬の低さが議員のなり手不足の要因の一つと捉え、若い子育て世代を始め、多様な担い手を迎えるため、早急に身分保障などの環境整備が必要であると結論付け、議員報酬の増額について、議会の総意として、報酬等審議

会への諮問を市長へ要請した。

これを受け、令和元年10月1日、市長は報酬等審議会へ諮問を行い、計4回の審議会が開催された。

令和2年12月4日、報酬等審議会から市長に対して、議員報酬月額に諮問のあったとおり増額することが適当であるとの答申がなされ、改定の実施時期は、令和3年4月の市議会議員の改選以降、新型コロナウイルス感染症の状況及び社会情勢を踏まえ、市長が判断することとされた。さらに、答申には、定数の削減検討及び議会の見える化に努めるよう意見が付された。

このことを受けて、市長から市議会に対して、答申内容の報告があった。また、諮問後、「令和元年東日本台風」や「新型コロナウイルス感染症」により社会情勢は大きく変化したことから、その時点での経済情勢を考慮し、議員報酬の改定時期については「無期限凍結」としたい旨の説明があった。

これを受けて、市議会として、答申の附帯意見を尊重し、議員定数の削減検討と議会の見える化について、より一層努めていくこととした。

令和3年4月11日に予定されていた佐久市議会議員一般選挙は、立候補者数が定数を超えなかったため、公職選挙法に基づき無投票となった。当市議会においてもなり手不足が現実のものとなり、この結果を重く受け止め、これまで以上に「議会の見える化」や「議員のなり手不足対策」に努めるため、令和3年5月19日に議会活性化特別委員会を設置し、検討を重ねてきた。

その一方で、令和4年12月、国の示す地方財政計画において、税収がアップする予測を立てられたこと、また、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行することが国から示されたことから、市長は、経済状況の活発化や改善がみられると判断し、令和5年2月の定例記者会見において、議員報酬を増額する条例改正案を、令和5年第3回定例会において提出することを発表した。

令和5年7月から8月にかけて、11回にわたる議員報酬と定数の改定に関する市民説明会を開催し、これまでの経緯を説明するとともに、説明資料と質疑応答をまとめ、広報佐久号外として全戸配布した。

令和5年第3回定例会において提出された議員報酬を増額する条例改正案は、全会一致により可決された。なお、報酬の増額は令和6年4月分から適用される。